

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 出力500キロワット以上2,000キロワット以下の水力発電所（水路式発電所に限る。）の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所（水路式発電所に限る。）が出力500キロワット以上2,000キロワット以下のものである事業場に係る場合は、イ（イ）から（ホ）までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、<u>次に掲げるいずれの要件にも適合する講習（以下「ダム水路主任技術者講習」という。）の課程を修了した者</u></p> <p><u>（イ）講習を実施する者は、以下の要件を全て満たしていること。</u></p> <p><u>（a）電力・土木技術等に関する講演又は講習を適切に開催した実績がある法人</u></p> <p><u>（b）法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が、役員にいない法人</u></p> <p><u>（ロ）講習を実施する者は、講習を行う前に、講習の日程、実施場所並びに（ハ）及び（ニ）に掲げる要件を満たす講習である旨を公示すること。</u></p>	<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 出力500キロワット以上2,000キロワット以下の水力発電所（水路式発電所に限る。）の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所（水路式発電所に限る。）が出力500キロワット以上2,000キロワット以下のものである事業場に係る場合は、イ（イ）から（ホ）までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、<u>経済産業省が実施する講習を修了した者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(ハ) 次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上行うこと。

科目	範囲	講習時間
水力発電設備の保安に関する法令	一 水力発電設備の安全規制の概要	30分
	二 ダム水路主任技術者制度の概要	
	三 電気関係報告規則について	
水力発電の仕組み、技術基準	一 水力発電の仕組み	1時間30分
	二 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令、発電用水力設備の技術基準の解釈について	
水文・気象	一 水文・気象と防災	4時間
	二 水理学基礎	
コンクリート構造物（ダム、導水路等）	一 設計、解析（耐震設計を含む。）	2時間
	二 ダム挙動の把握と漏水管理	
	三 点検、計測、診断	
鋼構造物（水門、ゲート、水圧鉄管等）	一 設計、解析（振動解析を含む。）	2時間
	二 ゲート操作、バルブ操作	
	三 点検、計測、診断	
水力発電所の設計、演習	一 水力設備の設計	3時間
	二 設計演習	
ダム水路主任技術者の保安監督業務	一 巡視・点検及び検査の方法	1時間
	二 不良箇所の発見と処置	
	三 記録と経年監視	
	四 災害・事故の対応	
現地実習	一 巡視・点検及び検査の方法	3時間
	二 不良箇所の発見と処置	
	三 水力設備の計測、診断	

(ニ) 第1種ダム水路主任技術者若しくは第2種ダム水路主任技術者の免状の交付を受けている者又は電気工作物検査官の職にあり若しくはあった者が講師であること。

(ホ) 講習を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、生年月日、講師名、受講期日及びダム水

(新設)

(新設)

(3) (略)

路主任技術者講習を修了した旨が記載された修了証
(例えば、様式例によるものとする。)を発行する
こと。

(3) (略)

附 則

この規定は平成28年12月26日から施行する。

ダム水路主任技術者講習修了証

ふりがな 受講者氏名		生年 月日	年 月 日生
現住所		(TEL.)	
他に連絡先がある 場合その名称及び 所在地	名称	(TEL.)	
	住所		
科目	範囲	講師の氏名 (要件)	受講期日
水力発電設備の保 安に関する法令	1. 水力発電設備の安全規制の概要 2. ダム水路主任技術者制度の概要 3. 電気関係報告規則について		年 月 日 — 時 分 ~ 時 分 (時間)
水力発電所の仕組 み・技術基準	1. 水力発電の仕組み 2. 発電用水力設備に関する技術基準を定め る省令、発電用水力設備の技術基準の解釈		年 月 日 — 時 分 ~ 時 分 (時間)
水文・気象	1. 水文・気象と防災 2. 水理学基礎		年 月 日 — 時 分 ~ 時 分 (時間)
コンクリート構造 物(ダム、導水路 等)	1. 設計、解析(耐震設計を含む。) 2. ダム挙動の把握と漏水管理 3. 点検、計測、診断		年 月 日 — 時 分 ~ 時 分 (時間)
鋼構造物(水門、 ゲート、水圧鉄管 等)	1. 設計、解析(振動解析を含む。) 2. ゲート操作、バルブ操作 3. 点検、計測、診断		年 月 日 — 時 分 ~ 時 分 (時間)
水力発電所の設計 、演習、	1. 水力設備の設計 2. 設計演習		年 月 日 — 時 分 ~ 時 分 (時間)
ダム水路主任技術 者の保安 監督業務	1. 巡視・点検及び検査の方法 2. 不良箇所の発見と処置 3. 記録と径年監視 4. 災害・事故の対応		年 月 日 — 時 分 ~ 時 分 (時間)
現地実習	1. 巡視・点検及び検査の方法 2. 不良箇所の発見と処置 3. 水力設備の計測、診断		年 月 日 — 時 分 ~ 時 分 (時間)

上記の者は、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)2.(2)②ハに基づく講習を修了したことを証明
します。

年 月 日

証明者 所在地 (TEL.)

名称及び

代表者の氏名 印

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 証明者の氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署
名は必ず本人が自著すること。

3 講師の要件については、交付を受けたダム水路主任技術者免状の1種若しくは2種、又は電気工
作物検査官の職にあり若しくはあった者の別を記載すること。